

「なら健康友の会」会則

第1章 総則

第1条 名称

この会は、「なら健康友の会」と称する（以下、会と称する）。

第2条 所在地

事務所（本部）を、奈良市西木辻町 200 番地におき、必要な地域に支部事務所をおく。

第3条 目的

1. 会員及び、地域（住民）の健康をまもり、安心して住み続けられるまちづくりを進める。
2. 全日本民主医療機関連合会（民医連）に加盟する社会医療法人健生会の旧医療法人岡谷会事業所および一般社団法人奈良ヘルスケアサービスと協力し、活動（事業）の発展をめざす。

第4条 活動

1. 会員と地域の健康増進および疾病予防、まちづくりの活動をおこなう。
2. 会員を増やし、月刊誌「いつでも元気」の普及に努める。
3. 会員相互の親睦と交流を深める。
4. 定期的に機関紙（会報）を発行する。
5. 社会医療法人健生会および一般社団法人奈良ヘルスケアサービスの経営および資金参加、医療充実のための活動をすすめる、健生会地域協同基金の募集に協力協同し取り組む。
6. 目的を同じくする団体とともに、反核・平和・民主主義をまもる運動、社会保障および医療保障制度を充実させる運動に取り組む。

第2章 会員

第5条 入会

1. 所定の入会申込書に必要事項を記入し、入会金 1,000 円を添えて事務局に提出する。
2. 入会金の返金および会費の徴収はしない。入会金は支部財政に充当する。
3. 入会申込書に記入された同居家族を会員とし、会員証を交付する。
4. 会員の所属支部は、原則居住する地域の支部とする。
（本人の希望があれば、その限りではない）
5. 職員の所属支部は、原則従事する事業所の支部とする。

第6条 権利

会員は、会の活動・運営に対し、発言（意見・要望等）することができる。

第7条 変更届

会員は、氏名・住所等に変更が生じた場合、速やかに事務局に届けなければならない。

第8条 退会・除会

1. 本人または家族の申し出により、退会することができる。
2. 転居等、行方不明期間が3年以上経過した時点で退会の手続きをする。退会手続き後、本人確認ができた場合は、本人同意のもとに新規入会として取り扱う。
3. 活動の妨害および会の信用を失墜させた会員は、幹事会の総意により除会することができる。

第3章 組織

第9条 機関

1. 総会
2. 幹事会
3. 支部
4. 会計監査

第4章 総会

第10条 定期総会と臨時総会

1. 総会は、定期総会と臨時総会で構成する。
2. 定期総会は、年1回（原則6月）開催し、会長が招集する。
3. 臨時総会は、幹事会が必要と認めた場合、または定期総会の代議員3分の1以上の総会開催の要請があった場合、いずれも会長名で招集する。

第11条 成立要件・周知

1. 幹事および代議員の各過半数の出席を必要とする。
2. 事前に、総会の日時・会場および方針等骨子を、会報等により会員に知らせる。
3. 代議員には、事前に議案書等必要書類を配布しておく。

第12条 議決事項と採決

1. 活動報告と活動計画
2. 決算と予算
3. 幹事と会計監査の選任
4. 会則および関連する規定類の制定と改廃、その他必要事項
5. 議案の採決は、各議案ごとにおこなう。採決は代議員証を掲げ、過半数で議決する。

第13条 代議員

1. 代議員数は、支部の世帯数を考慮し幹事会で定める。
2. 代議員は、議決権を有する。（幹事は代議員資格を有しない）
3. 代議員の欠席は、総会開始前に事務局に届け出る。
4. 代議員の任期は、次期定期総会までとする。

第14条 議長の選出と役割

1. 議長は、出席した代議員の中から選出する。

第15条 役員決議（信任）

1. 会員は役員に立候補することができる。
2. 本部事務局は、機関紙等により役員の上候補受付（開始と締切日）を告知する。
3. 幹事会は、幹事候補と会計監査候補を審査し議案として提案する。

第16条 役員の上選と役割

選出された幹事の中から、互選により次の役割を決める。任期は1年とし、再任を妨げない。

1. 会長 1名
会を代表し、統括する。総会・幹事会を招集する。
2. 副会長 1～2名
会長を補佐する。会長が会務遂行に支障を来たした場合、代行して会務に充る。
3. 事務局長 1名
事務局を統括する。全般的な事務処理をおこなう。
4. 事務局補佐 若干名
事務局長が職務遂行に支障を来たす場合、代行して職務に充る。

第5章 幹事会と会計監査

第17条 幹事会と議決事項・専門部会

1. 幹事会は、会長が原則月1回招集する。
2. 幹事会は、幹事で構成され、定期総会の議決事項を忠実に実行するとともに会を運営する。
3. 執行は、過半数の幹事が出席した幹事会の総意に基づく。
4. 支部の状況・運営委員会の会議内容を論議する。
5. 専門部会や緊急プロジェクトを設置することができる。

第18条 会計と会計監査

1. 会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。
2. 会計は、社会医療法人健生会の旧医療法人岡谷会事業所および一般社団法人奈良ヘルスケアサービスからの助成金・寄付金等で充当する。
3. 会計監査は、期末に通帳・帳簿・領収書等を確認し、監査をおこなう。
4. 会計監査は、複数名とする。
5. 会計監査は、書面にて会計監査報告を総会でおこなう。

第6章 支部

第19条 支部の単位

1. 支部の基本単位を、奈良市は奈良市東部地域の市立中学校区を基本とし、大和郡山

市は地域性を考慮し定める。

2. 支部の結成および統合は、定期総会で承認を得る。

第20条 支部総会および支部運営委員

1. 支部総会は、年1回、定期総会前に終了しておく。

2. 支部総会は、下記の事項を論議し、議決する。

1) 活動報告及び、活動計画

2) 決算および予算

3) なら健康友の会定期総会議案の討議

4) 支部運営委員および会計監査、定期総会の代議員および補欠代議員の選出
運営委員は5～15名程度とする。年度中の運営委員の選出を妨げない。

5) 運営委員から、互選により次の役割を決める。

支部長 1名

副支部長 1～2名

事務局長 1名

会計 1名

6) 運営委員の任期は、次期支部総会までとする。

第21条 運営委員会の構成と運営・会計

1. 運営委員会は、運営委員で構成する。

2. 運営委員会は、支部総会で議決された項目を実行する。

3. 運営委員会は、原則月1回開催する。幹事会決定事項を運営委員に周知する。

4. 支部は幹事会と班・会員を結ぶ中間機関の役割を担う。

5. 支部は必要に応じ、専門委員会（部会）を設ける事ができる。

6. 支部活動費および援助金規定に関する事項については、幹事会で定める。

2013年 3月31日 制定

2021年 6月12日 改定

2025年 3月 4日 改定